

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年8月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500486号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500065号

第1 結論

請求者のA社における平成8年9月1日から平成11年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年9月から平成11年3月までの標準報酬月額については、9万2,000円から59万円とする。

平成8年9月から平成11年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年9月1日から平成11年4月1日まで
年金事務所からのお知らせにより、A社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡及して訂正されていることを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成11年4月1日)の後の平成11年4月7日付けで、平成8年10月1日、平成9年10月1日及び平成10年10月1日の定時決定並びに同年6月1日の随時改定の記録を取り消し、平成8年9月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、代表取締役を含む役員4人に係る標準報酬月額が、請求者と同様に平成8年9月1日に遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所(当時)が保管する不納欠損整理簿によると、平成14年3月15日に、平成10年度及び平成11年度の未納保険料の欠損決議が行われていることが確認できることから、減額処理当時において厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成11年4月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、請求者について平成8年9月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500051号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500024号

第1 結論

昭和47年8月から昭和61年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年8月から昭和61年6月まで
私は、昭和47年11月に婚姻した後、同月中にA市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料をB出張所で毎月納付していた。
友人が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを証言してくれるので、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和47年11月に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料をB出張所で毎月納付していたと陳述しているが、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者の国民年金被保険者の資格取得に係るオンライン記録の処理日から昭和63年7月頃に払い出されたと推認でき、請求者は、住民票によれば、加入手続を行ったとする昭和47年11月から当該記号番号が払い出されたと推認できる昭和63年7月頃まで同一の市に居住していることから、別の記号番号が払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索でも別の記号番号を確認することができないことを踏まえると、請求者は、上記記号番号が払い出されたと推認できる昭和63年7月頃まで国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付したことを友人が証言してくれると陳述しているが、当該友人は、請求者がいつからいつまでの国民年金保険料を納付したか覚えていない旨陳述している。

さらに、A市役所は、請求期間当時の国民年金保険料の納付に係る資料は保存されていない旨回答している上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500483号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500025号

第1 結論

昭和45年*月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年*月から昭和54年3月まで

私は、昭和55年3月31日に同年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付した際の領収証書を1枚だけ残しており、同日に請求期間の国民年金保険料を納付したので、この領収証書を残したのだと思うし、特例納付制度を利用して請求期間の国民年金保険料を一括納付した記憶もある。また、私と同業の先輩は国民年金保険料を全て納付しているので、私も国民年金保険料を全て納付していると思う。請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年3月31日に同年1月から同年3月までの国民年金保険料9,900円を納付した際の領収証書を所持していること、請求者と同業の先輩が国民年金保険料を全て納付していること等から、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、昭和55年3月31日は第3回特例納付実施期間中であるものの、これらのことをもって請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと推認することは困難である。

また、請求者は、特例納付の手續及び請求期間の国民年金保険料の納付額について覚えていない旨陳述している。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500125号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500066号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年10月1日から平成15年4月1日まで
平成14年10月1日から平成15年4月1日までの期間、A社において勤務し、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が請求期間に勤務していたとするA社は、請求期間当時から現在に至るまで厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、B社の担当者が請求期間当時から同社に勤務していたとする従業員二人は、A社及びB社において厚生年金保険の被保険者となったことはない旨回答している。

また、上記従業員二人は、請求者を記憶していない旨陳述している上、請求期間に係る請求者の雇用保険の記録は確認できない。

さらに、戸籍の附票により請求者が請求期間に居住していたことが確認できるC県D市の回答により、請求者が請求期間に同市において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500172号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500067号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、平成10年3月31日とされているが、同社には平成10年3月31日まで勤務しており、同月分の厚生年金保険料も給与から控除されていたと記憶しているので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に平成10年3月31日まで勤務し、平成10年3月分の厚生年金保険料を給与から控除されていた旨主張しているが、同社に係る法人登記簿謄本により、請求者は平成10年3月30日付けで同社の代表取締役を退任していることが確認できる上、同社の全喪時の事業主及び請求期間当時の社会保険事務担当者は、請求期間当時の資料は何も保管がないため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨陳述している。

また、上記法人登記簿謄本により、請求者と同様に平成10年3月30日付けでA社の取締役を退任したことが確認できる二人の同社に係る雇用保険の離職日は、平成10年3月30日であることが確認できる上、うち一人は、平成10年3月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明である旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500167号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500068号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年12月26日から昭和64年1月1日まで
年金記録によると、A社における厚生年金保険の被保険者期間が、昭和62年11月16日から昭和63年12月26日までの13か月とされているが、昭和63年12月分の給与からも厚生年金保険料が控除されていることが給与明細書で確認でき、14か月分の保険料が控除されているので、同年12月を被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の請求期間当時における社会保険事務担当者は、同社の厚生年金保険料の控除方法は当月控除であったと回答しているところ、請求者が提出した同社の給与明細書により、同社における保険料の控除方法は当月控除であり、請求者の昭和63年12月の給与から同年12月分の保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、A社を昭和63年12月25日に退職したと陳述している上、雇用保険の記録により、請求者の同社における離職日は同年12月25日であり、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合しており、請求期間において勤務実態がないことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、請求者のA社における被保険者資格の喪失日は、昭和63年12月26日であることから、同年12月は、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500039号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500069号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年4月1日から平成6年3月31日まで
A社に事業主として勤務していた請求期間の標準報酬月額の記録が、私の知らないところで改ざんされていることが分かったので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成6年3月31日)の後の平成6年4月22日付けで、平成5年4月1日に遡って20万円に減額処理が行われていることが確認できる。

一方、請求者は、請求期間及び標準報酬月額の遡及訂正処理日(平成6年4月22日)当時、A社の代表取締役として同社に在籍していたことが、同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、請求者は、当該標準報酬月額の減額処理に関与していない旨陳述しているが、自身がA社の代表者印を管理していた旨及び社会保険事務の権限は自身が有しており、同社が厚生年金保険から脱退する手続を自身が行った旨陳述している上、同社の厚生年金保険からの脱退処理が行われたのは、請求者の標準報酬月額が減額訂正された日と同日の平成6年4月22日付けであることから、請求者は、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然であり、社会保険事務所(当時)が、代表取締役であった請求者の同意を得ずに、無断で請求者に係る標準報酬月額の減額処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。